

10月・11月は

差

し

押

さ

え

強

化

月

間

です

市では、みなさんに納めていただく市税や国民健康保険税などの滞納を解消するため、10月と11月の2か月間を「差し押さえ強化月間」として滞納整理を強化していきます。

今回は、税金が滞納となった場合の差し押さえまでの流れについてお知らせします。

税務課特別滞納整理係 ☎ 25 1136

管理収納係 ☎ 25 1132

### 市税の納付について

市では、納期限を過ぎても市税を納付していないかたに、督促状・催告書などで、納付をお願いしています。それでもなお、納付がないかたに対しては、差し押さえを実施していますが、その件数は平成18年度の「特別滞納整理係」を設置以後、1,600件以上となっております。

### 課税から差し押さえまでの流れについて

#### 課税

例年4月から6月ごろに、所得や資産に応じて計算された納税通知書を発送します。

納期限内の納付をお願いします。

#### 滞納

納期限を過ぎると、納期限後の日数に応じて延滞金が加算されます。

【延滞金の金額は、納期限の翌日から起算して年9・2%（ただし一定の期間については年2・9%）の割合を乗じて計算した金額です】

#### 督促

納期限後、20日以内に督促状を送付します。

### 警告書などの催告

文書や電話で納付のお願いをさせていただきます。

#### 財産調査

滞納者が所有する財産を、官公庁・金融機関・勤務先などで調査します。

#### 財産差し押さえ

納付いただけない場合、不動産・預貯金・給与などの財産を差し押さえます。

#### 公売・換価（取立て）

差し押さえた財産の公売、預貯金・給与などの債権の換価（取り立て）を行い滞納市税などへ充当します。



### 放置しないで相談を

けがや病気、失業など、やむを得ない事情により、一時的に納付が困難な場合には、納税計画を確実に守っていただくことを条件に、法律の範囲内で納期を延ばしたり、分割して納付したりすることができます。何もせずに未納をそのまま放置しておいても問題の解決にはならず、延滞金の増加、差し押さえ・公売などの不利益を受けることとなります。

平日の業務時間（午前8時30分～午後5時15分）はもちろん、予約をさせていただくことにより、時間を延長して（午後5時15分～9時）担当職員が事情をお聞きし、それぞれに応じて法律の範囲内で納税計画を立てるなど、負担が大きくなるよう相談をお受けしています。

なお、夜間納税相談窓口は、利用の際に予約が必要となりますので、事前に連絡してください。電話でも窓口でも対応をさせていただきますので、早めに相談してください。